

ページ	段	行	記	正
六二二	九	改正前欄終りから一〇	39単位	539単位
七二〇	八五四	改正後欄終りから一〇	の間を一行空けん。	の間を一行空けん。 終りから と読み替え
八二四	九一〇	改正後欄終りから一〇	八行田と一七行田	八行田と一七行田
九一八	九二五	改正後欄終りから一〇	改行目と八行目及び改正前欄	改行目と八行目及び改正前欄
九二七	"	改正後欄終りから一〇	場合は、	場合は、
五	"	一〇	場合は、一回に	場合は、一回に
九二七	"	一四	にべき所定単位数の	にべき所定単位数の
一月につき次に	一月につき次の	月に掲げる単位数を	月に掲げる単位数を	月に掲げる単位数を
改正前欄終りから一〇	改正前欄終りから一〇	1月につき次の	1月につき次の	1月につき次の
九	"	終りから	終りから	終りから
九	"	三	改正後欄	改正後欄
九	"	二	介護職員待遇改 善加算	介護職員待遇改 善加算
九	"	一	本文に規定する本文	本文に規定する本文
九	"	三	終りから	終りから
九	"	七	改正後欄七行目と八行目及び改正前欄	改正後欄七行目と八行目及び改正前欄
九	"	八八四	場合は、	場合は、
九	"	九一〇	一月につき次に	一月につき次に
九	"	九一八	月に掲げる単位数を	月に掲げる単位数を
九	"	九二五	次に掲げる単位	次に掲げる単位
九	"	九二七	を	を
九	"	五	改正前欄終りから一〇	改正前欄終りから一〇
九	"	終りから	終りから	終りから
九	"	一〇	一九	一九
九	"	一九	第五十七条	第五十八条

中

令和六年三月十一日（号外第五十三号）公布厚生労働省令第三十八号（医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令）  
(原稿誤り)

正 誤

令和六年三月二十九日（号外第七十九号）公布国土交通省令第三十号（国土交通省組織規則の一  
部を改正する省令）  
(印刷誤り)

五三〇 告示 第八十六号（指定居宅サービスに関する基準等の一部を改正する  
一部を改正する）  
(印刷誤り)

五三〇 費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する  
一部を改正する）  
(印刷誤り)

五三〇 令和六年三月十五日（号外第五十八号）厚生労

生労働省告示第八十六号（指定居宅サービスに要する  
一部を改正する）  
(印刷誤り)

五三〇 改正後欄

終りから

28 32

ページ段行

は

国土交通省令第三十号（国土交通省組織規則の一  
部を改正する省令）  
(略)

五三〇 令和六年三月二十九日（号外第七十九号）公布  
国土交通省組織規則の一  
部を改正する省令）  
(略)

五三〇 令和六年三月十一日（号外第五十三号）公布  
厚生労

生労働省令第三十八号（医師法施行規則及び歯科  
医師法施行規則の一部を改正する省令）  
(印刷誤り)

五三〇 告示 第八十六号（指定居宅サービスに関する基  
準等の一部を改正する）  
(印刷誤り)

五三〇 費用の額の算定に関する基準等の一部を改  
正する）  
(印刷誤り)

五三〇 令和六年三月十五日（号外第五十八号）厚生労

生労働省告示第八十六号（指定居宅サービスに要する  
一部を改正する）  
(印刷誤り)

五三〇 改正後欄

終りから

28 32

死因の種類

1 病死及び自然死  
外因死  
12 不詳の死

不慮の外因死  
2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害  
その他及び不詳の外因死  
9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の

は

誤

死因の種類

1 病死及び自然死  
外因死  
12 不詳の死

不慮の外因死  
2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害  
6 室息 7 中毒 8 その他  
その他及び不詳の外因死  
9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因

正

死因の種類

1 病死及び自然死  
外因死  
12 不詳の死

不慮の外因死  
2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害  
その他及び不詳の外因死  
9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の

の誤り。

八九〇 五三〇 告示 第八十六号（指定居宅サービスに要する  
一部を改正する）  
(印刷誤り)

一〇六 一〇六 改正後欄  
であるといふ。  
であるといふ。

12 12